



篠栗町監査告示第 6 号

令和3年11月12日付提出のあった住民監査請求について結果をここに告示する。

令和3年12月17日

篠栗町監査委員 石内 清之
同 今長谷 武和



地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を決定したので、別添のとおり公表する。



3 篠 監 第 80 号
令和 3 年 12 月 17 日

請求人 横山 和輝 様

篠栗町監査委員 石内 清之
同 今長谷 武和



住民監査請求に基づく監査結果について(通知)

令和 3 年 11 月 12 日付提出のあった住民監査請求については、
地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり監査結果を通
知します。



3 篠 監 第 80 号
令和3年12月17日

篠栗町長 三 浦 正 様

篠栗町監査委員 石 内 清 之
同 今長谷 武和



住民監査請求に基づく監査結果について(通知)

令和3年11月12日付提出のあった住民監査請求については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり監査結果を通知します。

なお、監査執行に当たって、土地売買代金の再延長に関する利息相当分を徴収する日数の算定において1日不足しているため、令和4年1月16日までにこれを株式会社やまやコミュニケーションズに対して請求するよう勧告する。

併せて、令和3年2月26日付ケアユー株式会社と締結した土地売買代金の支払の再延長に関する覚書について、ケアユー株式会社に対しても同様に日数が1日不足しているため、令和4年1月16日までにこれを請求するよう勧告する。



3 篠 監 第 80 号
令和3年12月17日

篠栗町議会議長 阿部 寛治 様

篠栗町監査委員 石内 清之
同 今長谷 武和



住民監査請求に基づく監査結果について(通知)

令和3年11月12日付提出のあった住民監査請求については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり監査結果を通知します。

なお、監査執行に当たって、土地売買代金の再延長に関する利息相当分を徴収する日数の算定において1日不足しているため、令和4年1月16日までにこれを株式会社やまやコミュニケーションズに対して篠栗町長は請求するよう勧告する。

併せて、令和3年2月26日付ケアユー株式会社と締結した土地売買代金の支払の再延長に関する覚書について、ケアユー株式会社に対しても同様に日数が1日不足しているため、篠栗町長は令和4年1月16日までにこれを請求するよう勧告する。

決 定 書

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がなく、措置する必要は認められない。

第2 請求の受付

1 請 求 人

氏 名 横山 和輝

2 請求書の提出

請求書の提出は、令和3年11月12日である。

3 請求の内容

請求人提出の篠栗町職員請求書(住民監査請求書)による主張の事実の趣旨及び措置要求は別添資料1のとおりである。

4 請求の要件審査

監査委員は令和3年11月12日に要件審査を行い、本件請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施することを決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

篠栗町(以下「町」といいます。)が篠栗北地区産業団地整備事業に係る契約の締結及び履行並びに財産管理の事務に関することについて、請求の内容及び陳述並びに要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項としました。

2 監査対象部局

まちづくり課としました。

3 請求人の証拠の提出及び陳述の聴取

3 請求人の証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けました。令和3年11月24日に請求人対して陳述を行いました。

また、令和3年12月3日にまちづくり課から弁明書(別添資料2のとおり)を受けとり、令和3年12月8日に同課職員から陳述を聴取しました。

第4 監査の結果

1 請求人及び監査対象局の陳述

令和3年11月24日に請求人から聴取した陳述内容は、監査請求書のとおりで新たな証拠はなかった。

また、令和3年12月8日にまちづくり課職員から聴取した陳述内容は、弁明書のとおりで、新たな証拠書類(別添資料3)の提出があった。

2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象部局の弁明書並びに監査委員の調査により、次の事実を認めました。

(1) 土地の売買契約書の怠る事実1について

請求人の主張

篠栗町長(当時の篠栗町長は三浦正であるが、以下「町長」といいます。)は、平成31年2月15日、町と株式会社やまやコミュニケーションズ(以下「やまや」という。)との間で、土地売買契約書を締結した。

さらに、町長は、法第96条第1項第8号及び「篠栗町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(以下「議決条例」といいます。)第3条に従って、平成31年3月18日本件土地売買契約について篠栗町議会(以下「議会」といいます。)の承認を得た。

しかし、本土地売買契約書には、売買代金の支払と保証金に関する条項は存在していたが(第3条、第5条)、売買代金の支払を延滞した場合の遅延損害金(延滞金)に関する条項は存在しなかった。

町(まちづくり課)の主張

土地売買契約書第12条(所有権移転前の甲の解除権)において、契約保証金を違約金として徴収することができるため、延滞金の条項を設けず違約金の徴収で対応するようしております。なお、これらの事象により

契約解除に至った場合は、議会に諮るべきものです。説明がなかったことの主張については、議決条例において議決が必要な事項とされていません。なお、平成31年第1回篠栗町議会定例会において議案第16号「財産の処分について」を上程し、その議案書に売買契約書の写しを添付しており、その結果、総務建設委員会で全員賛成にて承認を受け、同年3月18日の採決において全員賛成で議会の承認を得ているところです。

請求人の主張

篠栗町債権管理条例第8条第1項には、「債権管理者は、第6条の規定により督促を受けた者が、同条の規定により指定された期限までにその納付すべき私債権等を納入しないときは、同条の規定により指定した期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、督促した私債権等の金額に民法(明治29年法律第89号)第404条第1項に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収する。ただし、当該遅延損害金の金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、当該遅延損害金の金額が100円未満であるときはその金額を徴収しない。」と規定されている。(以下「本件条例」という。)

町長は、本件土地売買契約書に本件条例に規定する遅延損害金(延滞金)に関する条項入れず、かつ、本件土地売買契約書について議会の承認を得る際、議会に対し、延滞金に関する条項を入れていないことについて、説明を行う義務があるのに、説明を行わなかった。

そもそも、「普通地方公共団体の執行機関は、(中略)当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」(法第138条の2、傍点は請求人が付したもの。)。また、「(前略)普通地方公共団体の財産は、(中略)適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」法第237条2項、傍点は請求人が付したもの。)。これらの規定は、普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の財産を誠実かつ適正に管理しなければならない義務があることを定めたものであり、その沿革としては、憲法14条が要請する平等原則(恣意的・不合理的な行政権行使の禁止)と憲法13条が要請する比例原則(行政権行使の内容を実現しようとする目的との間の合理的な比例関係の要請)に由来するものである(以下「行政の公平性」といいます。)

ところが、町長は、篠栗北地区産業団地事業計画の事業用地に関する売買契約のうち、令和3年2月22日に町が株式会社久原本家食品(以下「久原本家」といいます。)と締結した土地売買契約書第4条には、土地売買代金の支払いに関する延滞金条項を設け未納入額につき年14.6パーセントの割合による延滞金を徴収することができる旨を明記している。このよ

うに、やまやとの売買契約書には、延滞金に関する条項を入れず、久原本家との売買契約書には、延滞金に関する条項を入れており、契約条件について不平等であるといわざるを得ない。このような契約条件における不平等は、行政の公平性に違反し、その結果として、町の公有財産や町財政の健全性を棄損し、町の住民を含む町全体の利益を棄損するものである。

したがって、延滞金に関する条項を欠く本売買契約書を締結した町長の行為は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものであって、町長は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を履践しなければならない。

町(まちづくり課)の主張

ケアユー株式会社(以下「ケアユー」といいます。)、極東ファディ株式会社(以下「ファディ」といいます。)、やまやの3社は、売買契約書を当該産業団地造成工事完了前に売買契約の締結(やまや:平成31年2月15日・ファディ:平成31年2月15日・ケアユー:平成31年2月27日)を行っており、売買価格の2割を契約保証金として事前に受領しています。この契約保証金の目的は、造成工事完了前の契約であり、土地引渡しまでに一定期間を要することから売買契約の成立を明確に表すために手付金としたものです。また、2割の契約保証金は、当該産業団地の整備費用に充て、篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の運用を行ってまいりました。

次に久原本家と東洋冷蔵株式会社(以下「東洋冷蔵」といいます。)、松原食品株式会社(以下「松原食品」といいます。))の3社との契約時期は、造成工事が既に完了しており、進出に向けた検討が短期間で行え、売買契約締結後からスムーズな入金手続きに移行できることから土地売買代金の入金は、一括で納付いただくように条件に盛り込んでいます。但し、土地代金の一括支払いに対する履行担保がないことから、町が容認できない事案によって入金が遅れた場合は、14.6%の遅延利息を課すよう設定しました。

要するに造成工事完了前か後かによって、契約から引き渡しまでの期間や進出企業の検討の段階や条件が異なることから、おのずと契約条件が変わることは当然であり、また、双方その状況を同意した上で、契約を行っていることから不公平な契約ではありません。また、何等かを棄損する話でもありません。

(2) 財産の処分の変更を怠る事実2について

請求人の主張

令和2年5月20日に測量により本件土地の面積が確定したことを受けて、篠栗町長は、令和2年6月3日、面積を「13,588平方メートル」から「13,588.01平方メートル」に変更し、売却額を「金672,606,000円」から「672,606,495円」に変更する覚書をやまやと締結した。

令和2年7月3日、福岡県より造成工事の完了公告がなされ、町長は、同月8日、売買代金の変更に関する議案を議会に提出し、議会の承認を得た(事実証明書6号証)。

しかし、上記1で述べたとおり、本議案は、そもそも本件売買契約書が延滞金に関する条項を欠き、行政の公平性及び本件条例に違反する以上、本議案も行政の公平性及び本件条例に違反する瑕疵を継承する。したがって、延滞金に関する条項を欠く本議案を議会に提出することは、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものであり、その結果として、町の公有財産や町財政の健全性を棄損し、町の住民を含む町全体の利益を棄損するものである。

したがって、町長は、延滞金に関する条項を本議案に追加し、追加後の本議案の承認を得るなどの義務を負っているにもかかわらず、これらの義務を怠っているといわざるを得ない。

町(まちづくり課)の主張

「怠る事実1」と同様、議決条例において議決案件として定められていないことから、上程する義務はありません。

(3) 売買代金の支払いに関する覚書の怠る事実3について

請求人の主張

やまやは、町長に対し、売買残代金の支払いを6か月延期してもらいたい旨の令和2年7月13日付請願書を提出した。

この文書には、理由はさだかではないが町の受付印が押印されていなかった。この請願書を受けた町長は、やまやの請願の必要性・合理性等について必要な調査をすることなく、議会の承認も得ないで、その請願書をそのまま容認し、やまやとの間で、残代金の支払期限を令和3年2月1日に延期する旨の土地売買代金の支払いに関する令和2年7月20日付覚書を締結した。

町(まちづくり課)の主張

令和2年9月17日に実施いたしました篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会で支払いを猶予した理由と延期した支払期限を請求人も含めた全議員に説明を行っています。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による支払期限猶予の申し出をやまやから受け、財務状況の見通しや企業活動の状況をヒアリングし、工場稼働の状況を確認するなど状況把握に努めました。また、町執行部の中で履行期限の延長を検討するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大の影響や国の経済支援措置、やまやの進出で得られる企業税収や新たな雇用創出、人口減少の抑制、国内外からの観光人口の流入、そしてまちづくりに対する貢献など様々な影響を観点で協議を行い、これらを検討した上で猶予を与える判断を総合的に行い、支払期限の延長を行っています。

なお、令和2年7月13日にやまやからの支払期限猶予に関する請願書を受領し、同年7月20日に猶予を行うための「土地売買代金の支払いに関する覚書」の決裁を受けております。

請求人の主張

- (1) 法第240条第3項、地方自治法施行令(以下「施行令」といいます。)第171条の6第1項及び篠栗町財務規則(以下「財務規則」といいます。)又は法第96条第1項第12号の違反

本覚書の法的性質は、法第240条第3項、施行令第171条の6第1項に規定された「特約」又は法第96条第1項第12号に規定された「和解」であると解されることから、それぞれの適法性を検討する。

- ア 本覚書の法的性質が「特約」であると解した場合の法第240条第3項、施行令第171条の6第1項、財務規則の違反

法240条第3項は、普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる旨規定し、

施行令第171条の6第1項には、

「普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。(後段は省略)

(中略)

2 債権者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。(後略)」

と規定されている。

これは、普通地方公共団体の長がいわゆる私債権の履行期限を延長するためには、①債務者が当該債務の全部を一時に履行することがあることを認め、②その現に有する資産の状況を調査し、③履行期限を延長することが徴収上有利であると認めるといふ所定の手続きを経ることを要求する規定である。

そして、財務規則第210条によれば、

「令第171条の6の規定による履行延期の特約等は、債務者から次の各号に掲げる事項を記載した文書による申出に基づき、その該当する理由及び必要であると認める理由を記載した文書により町長の決裁を受けなければならない。

- (1) 債務者の住所及び氏名
- (2) 債権金額
- (3) 債権の発生原因
- (4) 履行期限の延長を必要とする理由
- (5) 延長に係る履行期限
- (6) 履行期限の延長に伴う担保及び利息に関する事項
- (7) 第213条各号に掲げる趣旨の条件を付与することを承諾すること。

2 歳入徴収者は、前項の場合において必要があると認めるときは、債務者又は保証人に対し、その承諾を得て、その業務又は資産の状況に関して質問をし、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき資料の提出を求める等必要な調査を行わなければならない。」

と規定されている。

また、同第212条によれば、

「歳入徴収者は、履行期限の特約等をする場合においては担保を提供させ、かつ、利息を付するものとする。ただし、令第171条の6第1項第1号に該当する場合その他特別の事情がある場合はこの限りではない。(後略)」

と規定され、さらに、同213条によれば、

「歳入徴収者は、履行期限の特約等をする場合には、次の各号に掲げる趣旨の条件を付するものとする。

- (1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき資料の提出を求まること。(後略)」

と規定されている。

ところが、やまやから町長に対して提出された土地売買代金の支払期限延長に関する請願書及び本覚書書には、履行期限の延長に伴う担保に関する事項や財務規則第213条各号に掲げる趣旨の条件を付することを承諾する旨が記載されておらず、本覚書には利息に関する事項が記

載されていない。

町長は、本請願書を検討し、本覚書を締結する際、法、施行令及び財務規則に定められた手続きを履行することを怠り、履行期限延長の必要性、合理性等を調査することなくやまやからの履行期限延長の申出を容認しているのであり、このような町長の行為は、法第240条第3項、施行令第171条の6及び財務規則に違反する違法なものであるというべきである。

そうすると、本覚書が「特約」であると解した場合には、上記の手続きをすべて怠った篠栗町長の行為は、地方自治法240条3項、地方自治法施行令171条の6及び財務規則に違反する違法なものであるということになる。

イ 本覚書の法的性質が「和解」とであると解した場合の地方自治法96条の第1項12号違反

地方自治法96条1項には、

「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(中略)

12 ……和解……

(後略)」

と規定されている。

これは、普通地方公共団体の長が和解しようとするときには、その議会の議決を得なければならないことを要求する規定である。そうすると、本覚書が「和解」とであると解した場合には、本覚書について、議会の承認を得なかった町長の行為は、法第96条の第1項第12号に違反する違法なものであるということになる。

ウ 小括

以上のとおり、本覚書の法的性質を、法第240条第3項、施行令第171条の6第1項及び財務規則に規定された「特約」と解した場合であっても、法第96条第1項第12号に規定された「和解」とであると解した場合であっても、いずれかの法の規定の違反を避けることはできない。

そして、本覚書は議会において報告されることもなく、町長は独断で秘密裏に事を進めたものである。

また、上記1で述べたとおり、そもそも本件売買契約書が延滞金に関する条項を欠き、行政の公平性及び本件条例に違反する以上、本覚書もこのような瑕疵を承継する。したがって、延滞金に関する条項を欠く本覚書は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものである。

このよう延滞金を欠く本覚書は、行政の公平性に違反し、その結果として、

町の公有財産や町財政の健全性を棄損し、町の住民を含む町全体の利益を棄損するものである。

したがって、町長は、①法第240条第3項、施行令第171条の6第1項及び財務規則に規定された所要の手続きを履践し、②法第96条第1項第12号に規定された議会の議決を得て、③延滞金に関する条項を本覚書に追加するなどの義務を負っているにもかかわらず、これらの義務を怠っていると いわざるを得ない(以下「怠る事実3」という。)

(2) 小括

したがって、町長は、やまやとの間で本覚書を締結するに当たり、法、施行令及び財務規則に定められた手続きを履行することを怠り、履行期限延長の必要性、合理性等について必要な調査をすることなくやまやからの履行期限延長の申出を容認しているのであり、このような町長の行為は、法、施行令及び財務規則に違反する違法なものであるといわざるを得ない。

町(まちづくり課)の主張

当該産業団地における造成工事完了前に売買契約を締結した3社におきましては、売買契約額の2割を契約保証金として事前に受領しており、買主に何らかの事案が発生した場合は、売買契約書第4条(契約保証金による乙による解除権の行使)、または、同第12条(所有権移転前の甲の解除権)において契約保証金を違約金として徴収することができるため延滞金の条項を設けず違約金の徴収で対応するようにしております。これらの事象により契約解除に至った場合は、議会に諮るべきものであると認識しています。なお、延滞金に関する条項を設けていない点については「怠る事実1」において述べたとおりです。

今回は、町に進出を表明している企業が新型コロナウイルス感染拡大による影響で苦しんでいる現状を受けての措置であるため、同契約第12条第2項オで定める「乙に本契約を継続しがたい違法又は背信的な行為」を行ったと言えません。また、今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響は、世界的な災害であり、国も企業に対し様々な支援を打ち出している中、篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的を理解し、町のまちづくりに貢献したいというやまやの想いに対し、あくまでも、町が行う独自支援の一環です。この点は、令和2年第4回篠栗町議会定例会の一般質問におきましても請求人の質問に回答しているところです。

また、今回の支払期限の猶予は、やまやに対し、新型コロナウイルス感染拡大の影響等の諸事情を考慮し、決定したものであり、そもそも紛争ではないことから「和解」という表現は当てはまりません。

(4) 土地売買代金の支払の再延長に関する覚書怠る事実4について

請求人の主張

町長は、令和2年12月11日、土地売買代金の納入期限を令和3年2月1日とする納入通知をやまやに発出した。

これに対して、やまやは、町長に対し、土地売買契約の土地精算金について支払期日を令和3年8月31日まで再度延期してもらいたい旨、令和3年1月26日付お願い文書を提出した。

この文書にも、理由は定かではないが町の受付印が押印されていなかった。この文書を受けた町長は、法、施行令及び財務規則に定められた手続きを履行することを怠り、文書に記載された事実について、その必要性・合理性等について必要な調査をすることなく、議会の承認も得ないで、その文書をそのまま容認し、やまやとの間で①売買代金の支払期限を令和3年8月31日とし、②令和3年2月2日から同年3月31日までの金利相当分を0.075パーセントとし、③令和3年4月1日から同年8月31日までの金利相当分を年0.201パーセントとする土地売買代金の支払の再延長に関する令和3年2月1日付覚書を締結した。

本覚書の法的性質も、法第240条第3項、施行令第171条の6第1項及び財務規則に規定された「特約」又は法第96条第1項第12号に規定された「和解」であると解されるが、本覚書についても、議会において報告されることなく、町長は、独断で秘密裏に事を進めたものであり、令和2年7月20日付け覚書と同様に、法の規定の違反を避けることはできない。また、財務規則に違反することも、令和2年7月20日付け覚書と同様である。

そして、本覚書には、上記②③の条項が入れられているが、本件条例によれば本来民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金を徴収しなければならないのに、それよりはるかに低額の金利相当分を徴収することになっている。さらに、上記1で述べたとおり、そもそも本件土地売買契約書が延滞金に関する条項を欠き、行政の公平性及び本件条例に違反する以上、本覚書も行政の公平性及び本件条例に違反する瑕疵を承継する。

したがって、本覚書は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものである。このような本件土地売買契約書の瑕疵を承継した本覚書は、行政の公平性に違反し、その結果として、町の公有財産や町財政の健全性を棄損し、町の住民を含む町全体の利益を棄損するものである。

したがって、町長は、①法第240条第3項、施行令第171条の6第1項及び財務規則に規定された所要の手續を履践し、②法第96条第1項第12号に規定された議会の議決を得て、③延滞金に関する条項を本覚書に追加するなどの義務を負っているにもかかわらず、これらの義務を怠っているとわざるを得ない。

町(まちづくり課)の主張

請願書に記載された事実について、支払期限猶予の申し出をやまやから受け、企業活動の状況をヒアリングし、また、工場稼働の状況を確認するなど、その当時の状況把握に努めました。また、履行期限を延長するにあたり、やまやの進出で得られる企業税収や新たな雇用創出、人口減少の抑制、国内外からの観光人口の流入、そしてまちづくりに対する貢献など様々な影響を考慮したうえで、猶予を与える判断を総合的に行い、支払期限の延長を行っていることからその必要性・合理性等は検証しております。また、議会の承認は、議決条例において議決案件として定められていません。

なお、令和3年2月19日に実施した篠栗北地区産業団地現状報告会におきまして、やまやの清算金支払延期の報告は請求人を含むすべての議員に行っており、また、やまやから利息相当分の負担をいただく説明も令和3年第1回定例会予算特別委員会におきまして、議案第23号令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)で説明を行い、請求人を含む出席者全員の賛成を得ていることから秘密裏に事を進めたとの指摘は当たりません。

また、利率に関しては、本町が清算金を期限通り支払われた場合、本来町が負担することがなかった借入金の利息相当分を負担願ったものです。その一時借入金の利率が令和2年度は、0.075パーセントであり、令和3年度は、0.201パーセントであることから、その利率をもって負担額の設定を行ったものです。

また、延滞とは、期限内に支払いを完了せず、督促を複数回行い、それでも支払いに応じない場合であり、今回の本町の措置は、当初の支払期限が到達する前にやまやから申し出があり、やまやの財務状況の見通しや企業活動の状況をヒアリングし、工場の稼働状況を確認するなど現状把握に努めました。また、町執行部の中で履行期限の延長を検討するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大の影響や国の経済支援措置、やまやの進出で得られる企業税収や新たな雇用創出、人口減少の抑制、国内外からの観光人口の流入、そしてまちづくりに対する貢献など様々な観点で協議を行い、これらを検討した上で猶予を与える判断を総合的に行い、支払期限の延長を行っていることから延滞には当たりません。

また、前述したとおり、延滞利息の明記につきましては、先述したとおり、当該産業団地における造成工事完了前に売買契約を締結した3社から売買契約の2割を契約保証金として受領しており、買主が売買契約書第4条の契約保証金による乙による解除権の行使、または、同第12条(所有権移転前の甲の解除権)において買主がこれらに該当することがあった場合、契約保証金を違約金として徴収するようにしていることから、延滞金に関する条項は設けていません。また、議決条例第3条には、変更契約に関する条

項がないため、議案の内容に変更が生じた場合、議会に上程しています。以上のことから行政の公平性及び本件条例に違反するような議案を議会に提出しているとは言えません。

(5) やまやに対する延滞金の支払い促の怠る事実5について

請求人の主張

やまやから金利相当分と思料される63,022円が令和3年4月8日に納入され、さらに453,363円が同年9月30日に町に納入され、同年8月31日、土地売買代金538,085,295円が町に納入された。

町長は、本件土地売買契約に従って確定測量が完了した後、速やかに支払期限を確定して納入通知をやまやに発出し、指定された期限までに支払われない場合は、本件条例に基づき、やまやに対して、期限までに支払うよう督促を行い、指定された期限までに売買代金が支払われない場合は、年5パーセントの割合による遅延損害金を請求する義務を負っていた。しかし、町長は、速やかに納入通知書を発出し、本件条例に基づいてやまやに対して、督促及び請求を行うことを怠っており、このような町長の行為は、義務を怠る違法行為というべきである。

そればかりか、前記のとおり、町長は、やまやの2度にわたる売買代金支払い延期の申出の必要性・合理性等について必要な調査をすることなく、議会の承認も得ないでそのまま容認し、法違反及び財務規則の違法を繰り返して覚書を締結しており、これは、遅延損害金債権を放棄する行為とも評価できる。そして、法第96条第1項第10号の規定によれば、債権を含む権利を放棄するには議会の承認が必要であり、本件条例第12条によれば破産法の規定やその他の法令により、債務者が債権についてその責任を免れた時など一定の事由に該当すれば、町長は、議会の承認なく債権を放棄することができる旨規定されているが、やまやには、本件条例第12条に該当するような事由は全く存しない。

したがって、町長は、遅延損害金債権を放棄したのであれば、議会の承認を得てないことから違法であり、町は、遅延損害金相当額の損害を被ったというべきである。このような町長の行為は、義務を怠る違法な行為であり、町は、町長に対して損害賠償請求できるところ、町の機関としての町長は、町長個人に対して、損害賠償請求を行わず、損害賠償請求権の行使を怠っていることから、これも義務を怠る違法な行為となる。

町(まちづくり課)の主張

令和元年2月15日に締結したやまやとの土地売買契約書第5条2項において「前項の納入通知書は、甲が行う本件区画の造成工事の完了公告が出された後、速やかに発行する。」となっています。

しかし、やまやが新型コロナウイルス感染拡大による影響を受け、支払期限猶予の申し入れがあり、令和3年7月13日に支払い期限猶予の請願書を受け、令和3年7月20日に「土地売買代金の支払いに関する覚書」を締結したことから納付書の発行は行っていません。

前述しましたとおり、延滞とは、期限内に支払いを完了せず、督促を複数回行い、それでも支払いに応じない場合であり、今回の町の措置は、当初の支払期限が到達する前にやまやから申し出があり、その企業の状態をヒアリングし、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮したうえで、支払期限を猶予していることから延滞に当たりません。これらのことから損害遅延金が生じておらず、義務を怠る違法な行為はありません。

3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

(1)怠る事実1については、土地売買契約書の事業用地は造成工事が完了後に引き渡すことになっており、契約段階では当該用地は未完成の用地であるため、土地売買契約の当初では、造成工事が完了するまでの契約を担保するために契約保証金の条項を設けていることもあり、双方の合意により、延滞金の条項を入れなかったとしても、契約上問題が無いと判断する。

また、議会での説明については、議会議決条例第3条に従って、土地の面積、金額、相手先の概要について説明を行っているが、延滞金の条項がないことについては、双方の合意により、債権としての取り扱いはしていない。

したがって、議決を得らなければならないのは財産の処分についてであり、延滞金の条項を入れていないことの説明の必要性は、極めて低いものと判断する。ただし、町の事業として今後の発展に大きく寄与する案件であることから、詳細な説明が必要であったかと推測するので、今後は丁寧な説明に努められたい。

また、やまやとの土地売買契約は、当該土地が未完成の状態に於いて契約の担保として契約保証金を納入し、完成後に引き渡す売買契約であり、久原本家との土地売買契約は、造成工事が完了後の契約締結である。未完成の土地と完成後の土地の違いがあることから、契約条項が必ずしも同一の必要性はなく、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠っていると必ずしも言えないと判断する。

(2) 怠る事実2については、上記(1)で述べているとおり延滞金に関する条項を欠く本議案は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものではないと判断している。また、やまやが納期を延滞している事実は、平成31年2月27日付け土地売買契約書第5条第1項により事務処理の過程において最終残金の確定後に記載する納入通知書の納期限より前に、双方の協議により納期の延長猶予が合意されていることから延滞金が発生しているとは一概には言えない。

以上のことから延滞金の条項を欠いていること及び納期限を猶予したことを報告したうえでの議会承認の必要はないと判断する。

(3) 怠る事実3については、新型コロナウイルスの感染拡大の社会的影響の大きさは、万人の共通認識であることは疑の余地はない。そのようなことも踏まえて国は、令和2年4月20日に政府の閣議決定により「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」、令和2年4月経済産業省「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(経済産業関係)」、令和2年4月15日付内閣府「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の経済効果試算資料1などの様々な措置が執られた。その目的は、社会経済の損失をできるだけ防ぐ措置と受け止められるので、請願書の納期の延長を認める行為は、施行令第171条の6第1項に規定された「特約」に該当するものと判断する。

地方自治体の債権の場合には、法第240条第3項、施行令第171条の6第1項の規定により債務者が資力の状態によって全部を一時に履行することができないなどの所定の事由に該当しなければ、履行期限の延期を行うことは法律上制約されているので、所定の手続きをとる必要がある。

この点を踏まえ、町は、施行令第171条の6第1項第2号及び第3号の該当性を検証するため、やまやからの請願書(令和2年7月13日付)に基づき新型コロナウイルスの影響に対し必要な会社の経営状況及び収支計画のヒアリング及び工場の稼働状況等を確認し、申し入れの必要性等を調査して、さらに、今後の納期について十分に協議し、財務規則の規定に基づき所定の事務手続きを行い町長の決裁を受けていることから、手続きを怠っているとは言えない。

また、法第96条第1項第12号に規定する和解は、民法第695条「和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。」と規定されているように紛争に対しての和解の事項と解されることから、当該事務処理は「和解」には当たらないことから、法第96条第1項第12号に該当しないと判断する。

したがって、町長は、やまやとの間で本覚書を締結するに当たり、地方自

治法、地方自治法施行令及び篠栗町財務規則に定められた手続きに基づいて、履行期限延長の必要性、合理性等について必要な調査を履践しており、やまやからの履行期限延長の申出を容認しているのであり、このような篠栗町長の行為は、地方自治法、地方自治法施行令及び篠栗町財務規則に違反する行為は認められないと判断する。

(4) 怠る事実4については、このことについては、(1)、(2)、(3)で述べたとおり、①法第240条第3項、施行令第171条の6第1項、財務規則に規定された所要の手続きを履践し、②法第96条第1項12号に規定された議会の議決を得て、③延滞金に関する条項を本覚書に追加するなどの手続きを行う必要はないと判断する。

(5) 怠る事実5については、町長は、やまやの納期限の延期の申し出に対して、会社へのヒアリング及び支払い能力を十分に調査し、確実に申し出とおりに支払うことが確約できることを認識したことにより、納期限前において双方の協議により納期限の猶予を行ってしており、遅延損害金に該当しない。ただし、町は、北地区産業団地の整備事業費用の資金を調達するために金融機関から一時的に借入れを行っており、やまやからの納入金額をそのまま金融機関への返済を計画していたことがあったため、納期限を再延長することによって生じた利息金額を支払い遅延損害金として別途支払うことの覚書をやまやと締結している。

このことから、債権を滞納しているとは言えない。よって督促を行う必要もないと判断する。また、あくまでも支払期限を猶予したことであることから、延滞金の認識は存在しないため、延滞金の債権を放棄したことにはなり得ないと判断する。したがって、町が損害を被った事実は存在せず、町が、町長に対して、損害賠償請求する事案と認めることはできないと判断する。

したがって、財産の管理を怠る事実に該当しないと判断しました。

4 結論

以上のとおり、町が篠栗北地区産業団地整備事業に関する財産処分の契約の締結及び履行並びに財産の管理が、違法又財産の管理を怠る事実とはいえ、請求人の主張には理由がないと判断しました。

ただし、法令等に従い事務処理を進めるのは当然であり、今回の案件でも違法な点は見られないが、町の今後を左右する重大な事業であることを考えれば、継続中の案件では説明のタイミングが難しい面もあると思われる。

るが、可能な限り町長は議会に対して丁寧、かつ細やかな説明をされたい。

なお、やまやから2度の請願書に対して町の受付印がなかったことについては、篠栗町文書管理規定(平成14年3月29日規則第2号)第12条第1項第1号に基づいて文書管理システムに必要な事項を登録していることから、受付印を押印する必要はない。

最後に、監査を執行した中で令和2年度分の利息相当分の計算に対して借り入れの日数が1日不足しているので、1日分の利息相当分の金額を町はやまやに請求されたい。

令和3年12月17日

篠栗町監査委員 石内 清之
同 今長谷 武和